

北洋銀行 パソコンバンクサービス（全銀型） オンラインデータ伝送サービス 申込書兼手数料口座振替依頼書

株式会社 北洋銀行 _____ 支店 御中 申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

『北洋銀行パソコンバンクサービス（全銀型）をご利用のお客様へ』により、留意事項を確認しました。
別添の「北洋銀行パソコンバンクサービス（全銀型）利用規定」の各条項を承諾のうえ、次の通り申し込みます。

契約者住所	〒 _____	お申込み口座印	ご連絡先部署名
契約者名			ご担当者名
フリガナ		お申込み科目 普通 口座番号 当座	連絡先お電話番号 () - _____

濁点・半濁点は1文字としてご記入ください。

契約者名義の口座をご記入ください。

1. お申し込み区分（必須）

契約新規	FAX 送付方式から電話承認方式へ移行 当社センターコードで利用しているサービスおよびこれに付随する情報を電話承認方式に移行するよう依頼します。
契約解約	

変更（2～9の該当欄に変更内容をご記入ください）

ご利用サービス	ご利用環境
決済口座	

・記載の項目以外を変更する場合は、空欄に内容をご記入ください。
・契約者情報、預金口座振替情報、電話承認暗証番号、FAX 番号、振込・振替・納税限度額の変更は専用の依頼書でもお手続きできます。

2. ご利用方式（必須）

電話承認方式	FAX 送付方式
--------	----------

3. 当社センターコード（必須）14ケタ

_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

4. サービス開始（変更・解約）希望日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

5. パスワード

_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

6. ご利用サービス（ご利用のサービスをご記入ください。変更の場合は変更後の内容をご記入ください。）

依頼サービス	区分	FAX 番号	取引限度額(万円) 記入がない場合は制限なしとします	企業コード（依頼人コード） 変更あるいはサービス解約時に記載してください	ファイルアクセスキー	
					委託者コード	電話承認暗証番号
総合振込 (0121)	1.新規 2.変更 3.解約		振込取引限度額 億 _____	1 0 0 0 0 (電話承認用)	委託者コード	
給与振込 民間 (0111)	1.新規 2.変更 3.解約		振込取引限度額 億 _____	1 0 0 0 0 (電話承認用)	委託者コード	
賞与振込 民間 (0112)	1.新規 2.変更 3.解約		振込取引限度額 億 _____	1 0 0 0 0 (電話承認用)	委託者コード	
納税 (0199)	1.新規 2.変更 3.解約	領収書種類（個別）	納税取引限度額 億 _____	1 0 0 0 0 (電話承認用)	委託者コード	
預金口座振替 (0191)	1.新規 2.変更 3.解約	登録情報を「8. 預金口座振替情報」にご記入ください	振替取引限度額 億 _____	1 0 0 0 0 (電話承認用)	委託者コード*	

*預金口座振替依頼書の委託者コードとなります。

取引照会サービス	区分	データ取得方法	ファイルアクセスキー
振入金通知 (0001)	1.新規 2.変更 3.解約	都度 翌日一括	
入出金取引明細 (0003)	1.新規 2.変更 3.解約	都度 翌日一括	
残高通知 (0004)	1.新規 2.変更 3.解約	都度 翌日一括	
預金口座振替結果 (0191)	預金口座振替とセットのサービスとなります。データ取得は、引落指定日の翌営業日午後から可能です。		

・企業コードは新規時に当行からお知らせいたします。通知した資料は大切に保管してください。
・取引照会サービスは照会対象口座の振込入金・入出金・預金残高の明細データを全銀フォーマット形式で受信できるサービスです。
・取引照会サービスの照会対象口座は「口座届出書」にてお届けください。

7. ご利用環境（契約新規時必須、変更の場合は変更後の内容をご記入ください。）

(1) 伝送手順

全銀ベーシック手順（パソコン）
全銀ベーシック手順（コンピュータ）
全銀 TCP/IP（パソコン）
全銀 TCP/IP（コンピュータ）

(2) 伝送回線の種類

公衆回線（2400bps）
ISDN 回線（9600bps）
ISDN 回線（64kbps）
VALUX

(3) ご利用の機器等

パソコン	パソコン選択時下記のいずれかを選択してください。			
	当行ソフト	他行ソフト	BizHawkEye	
コンピュータ（オフコン）	オフコン選択時それぞれ下記のいずれかを選択してください。			
	区分コード	JIS	EBICDIC	圧縮区分 通常ファイル 圧縮ファイル

8. 預金口座振替情報（6. ご利用サービスで預金口座振替を選択した時、または預金口座振替情報を変更するときにご記入ください。）

料金の種類	通帳摘要 (英数13文字以内。濁点(・)・半濁点(゜)は1文字として扱います。)				
	初回引落指定日	年 月 日()	引落指定日	毎月 _____ 日	引落資金の入金日
引落資金の決済方法	手数料を差引く 全額入金	銀行休業日の場合の指定日	翌営業日 前営業日	引落結果 明細種類	全明細 不能明細

・通帳摘要に記載のない場合は、契約者名先頭 13 ケタを通帳摘要とします。
・引落指定日を月末日とする場合は、「31 日」とご記入ください。
・引落資金の入金日は 1 営業日後または 2 営業日後に指定できます。
・引落資金の決済方法は、引落資金の合計額から口座引落手数料を差し引いた金額を決済口座に入金する方法と、引落資金を金額入金し別途口座引落手数料をいただく方法がございます。
・引落結果明細種類は、引落結果の管理方法に合わせて引落の全明細を作成するか、不能先明細のみを作成するかを指定してください。

9. 決済口座（代表口座以外を決済口座に指定する場合のみご記入ください。）

振込資金・振込手数料の決済	口座名義	決済口座印
引落資金・引落手数料の決済	科目	口座番号
()	普通 当座	

印鑑照合

10. 特記事項

北洋銀行パソコンバンクサービス（全銀型） 銀行使用欄

申込時の確認事項

A：基本情報			
店番			
CIF番号			
B：手数料情報			
月間手数料	<input type="checkbox"/> 規定 <input type="checkbox"/> 減免 _____円	<input type="checkbox"/> アンサー併用0円	
総合振込 手数料		自店	本支店
	3万未満	<input type="checkbox"/> 規定 <input type="checkbox"/> 減免 _____円	<input type="checkbox"/> 規定 <input type="checkbox"/> 減免 _____円
	3万以上	<input type="checkbox"/> 規定 <input type="checkbox"/> 減免 _____円	<input type="checkbox"/> 規定 <input type="checkbox"/> 減免 _____円
給与振込手数料	<input type="checkbox"/> 規定 <input type="checkbox"/> 減免 _____円		※手数料を「減免」とする場合は 申請が必要 申請書のコピーを添付すること
預金口座振替手数料	<input type="checkbox"/> 規定 <input type="checkbox"/> 減免 _____円		
振込資金自動振替	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
手数料自動振替	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
後納	<input type="checkbox"/> 手数料の後納を行う ※後納申込書のコピーを添付		
C：給振決済情報			
給振資金引落日	<input type="checkbox"/> 振込指定日前日 <input type="checkbox"/> 振込指定日当日(AB条件先)		
	「A B条件先」の場合は承認書を添付		
D：その他情報			
伝送開始月	_____年 _____月	※翌月10日より月間手数料引落開始	
公金表示	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		

会社代表者以外の個人名があるとき、
個人情報の利用目的の明示記録

日付	検印	担当者

DBセンター 送付	検印	代表口座 印鑑照合	担当者

送付日	
受付店	

DBセンター使用欄									
取引先コード									
サブ コード	総合振込								
	給与								
	賞与								
	納税								
	預金口座振替								
取引照会									
検印	JAVA	自振管理	BTS	受付者印					
※振込手数料減免の場合1万円未満にも入力必須									
DBセンター受付日									
登録期限									

- (9) 当行の信用を毀損するような行為
- (10) 風説の流布、その他法律に反する行為
- (11) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
- (12) その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

第 16 条 業務の実施・運営

当行は、本サービスの実施・運営の一部の業務について、当行グループ会社に業務委託できるものとします。これに伴い当行は契約者情報等について、必要に応じて当行グループ会社に開示するものとします。

第 17 条 関連規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、関係する各種預金規定、当座勘定規定および当座貸越約定書、ビジネスカードローン当座貸越契約書、振込規定等により取扱うものとします。なお、規定等を紛失された場合は取りまとめ店にお申し出ください。

第 18 条 契約期間

本サービスの契約期間は、申込日から 1 年間とします。また、契約期間満了日の 1 週間前までに当事者が別段の意思表示を行わない場合は、期間満了日の翌日から起算してさらに 1 年間継続するものとし、以後も同様とします。

第 19 条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 協議事項

本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定するものとします。また、本サービスの利用に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決するものとします。

■■■■■■■■■■ 依頼サービス規定 ■■■■■■■■■■ <<共通事項>>

第 1 条 依頼データの取扱い

- 受付**

契約者は、当行所定の受付時限までに依頼データの伝送を完了させるものとします。なお、受付時限は依頼データの種類により異なります。
- 送信方式**

<電話承認方式>

契約者は当行から申込書等により届出たファクシミリ宛てに送信される当行所定の帳票により、伝送した依頼データを確認のうえ、当行所定の方法によりすみやかに承認手続きを行うものとします。当行は、承認手続きの完了をもって、契約者からの依頼が確定したものとみなします。
<FAX送付方式>

契約者は資金移動の依頼データを送信後、処理指定日、件数、合計金額等を当行所定の書面により当行センターまたは当行の定めた場所へFAXにより通知を行うものとする。当行は受信したデータと書面の内容を、照合し、一致した時のみ指定日に処理します。
- 変更・取り消し**

電話承認方式は契約者が承認手続きをした後、FAX送付方式は契約者が資金移動を伴う事務処理をした後は、その依頼内容について変更・取り消しを行うことはできません。
- 有効期限**

契約者が伝送した依頼データは、当行所定の期間のみ有効です。
- 依頼データの瑕疵等**

(1) 当行が受け付けた依頼データに瑕疵がある場合は、契約者は依頼データを修正して再度伝送処理を行うものとします。

(2) 前項に該当するデータの瑕疵があった場合、または、本条2項に定める承認手続きが遅延したために当行が依頼サービスを行えなかったことによる損害について、当行はその責任を負いません。

第 2 条 依頼データの処理・確認

- 当行は所定の方法により、契約者が承認した依頼データを指定日に処理します。
- 依頼データの内容等について、契約者と当行との間に疑義が生じたときは、当行が相当期間保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

<<給与（賞与）振込・総合振込>>

第 1 条 給与（賞与）振込の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、報酬・給与・賞与等の振込事務を受託します。

第 2 条 総合振込の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、総合振込事務を受託します。

第 3 条 受取人口座

振込を指定できる預金口座（以下「受取人口座」といいます）は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行および他の金融機関の国内本支店にある当行所定の預金科目とします。

第 4 条 振込指定日

この取り扱いによる振込指定日は、当行所定の銀行営業日とします。

第 5 条 振込依頼

- 振込依頼データの伝送は、あらかじめ指定された当行所定の時限までに行うものとします。
- 振込依頼に際しては、振込先金融機関名、店舗名、預金科目、口座番号、受取人、振込指定日、振込金額等を当行の指定する方法で伝送してください。

第 6 条 取引限度額

- この取り扱いによる取引 1 回あたりの限度額は、当行所定の金額の範囲で、当行所定の書面により契約者が届出た金額とします。なお、取引限度額を超えた振込依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- 当行は、この取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

第 7 条 振込の成立

- 振込契約は、当行が振込依頼を承認し、振込資金を受領したときに成立するものとします。
- 以下の各号に該当する場合、当行はその依頼がなかったものとして取り扱います。
 - 決済口座が解約済みのとき。
 - 契約者から決済口座について、支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを完了しているとき。
 - 差押等やむを得ない事情のため、当行が振込を取り扱うことが不適当と認めたととき。

第 8 条 振込資金の決済

- 振込資金を振込指定日の当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。
- 当行は、依頼サービス規定<共通事項>第 1 条2項により、振込の依頼内容が確定した後、各種預金規定、当座勘定規定または当座貸越約定書等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに振込資金および振込手数料を、契約者の指定する決済口座から引き落しのうえ、振込指定日に振込手続きを行います。なお、振込資金決済日に他の引き落としあるいは入金がある場合でも、取引は当行所定の順に行い、契約者が順位を指定することはできません。

第 9 条 振込手数料

- 給与（賞与）振込の受付にあたっては、当行所定の給与（賞与）振込手数料を申し受けます。
- 総合振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を申し受けます。
- 振込手数料は、振込指定日の当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。

第 10 条 振込手続き

- 当行は振込依頼に基づき、当行所定の日に振込手続きを行います。
- 給与（賞与）振込金の受取人に対する支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

第 11 条 入金通知

当行は、受取人に対し振込の入金通知は行いません。

第 12 条 組戻し

- 受付**

当行がやむを得ないと認めて組戻しを承諾する場合には、当行所定の手続きにて受け付けるものとします。この場合、当行所定の組戻手数料を申し受けます。
- 資金の返却**

組戻しにより振込資金が返却された場合には、当該資金を引き落とした決済口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。
- 組戻しできない場合**

組戻しの依頼を受けた場合でも、振込資金が既に入金済みの場合等で、組戻しができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。

<<預金口座振替>>

第 1 条 預金口座振替の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、契約者の顧客（以下「預金者」といいます）に対する売上代金等の請求について、本サービスを利用した預金口座振替収納事務を受託します。

第 2 条 引落口座

預金者からの引き落としを指定できる預金口座は、当行本支店にある当行

所定の預金科目とします。

第 3 条 引落依頼

引落依頼データの伝送は、あらかじめ指定された当行所定の時限までに行うものとします。

第 4 条 取引限度額

- この取り扱いによる取引 1 回あたりの限度額は、当行所定の金額の範囲で、当行所定の書面により契約者が届出た金額とします。なお、取引限度額を超えた引落依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- 当行は、この取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

第 5 条 預金口座振替依頼書の受理

当行は預金者から預金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」といいます）および預金口座振替申込書（以下「振替申込書」といいます）の提出を受け付けたときは、記載事項を確認のうえ振替依頼書を受理し、確認印を押印した振替申込書を預金者に返戻します。契約者が預金者から振替依頼書および振替申込書を受け付けたときは、これを当行に送付してください。当行は記載内容を確認のうえ振替依頼書を受理し、確認印を押印した振替申込書を契約者に返戻します。なお、振替依頼書等に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せず契約者に返戻するものとします。

第 6 条 引落指定日

この取り扱いによる引落指定日は、あらかじめ申込書等に記載した銀行営業日とします。なお、引落指定日を変更する場合は、契約者が当行所定の書面より届出てください。また、この場合、変更に関して契約者が預金者に対して周知徹底を図るものとし、当行は預金者に対して特別な通知等は行いません。

第 7 条 預金口座振替の実施

当行は、依頼サービス規定<共通事項>第 1 条2項により、預金口座振替の依頼が確定した後、契約者から伝送された依頼データに基づき引落指定日に預金者の口座から各種預金規定または当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに引き落とし処理を行います。なお、引き落とし処理は当行所定の順に行い、契約者が順位を指定することはできません。

第 8 条 引落資金の決済

預金者の口座から引き落した資金は、あらかじめ申込書等で届出た内容（引落資金の入金日・引落資金の決済方法・引落資金の決済口座）に基づき入金します。

第 9 条 口座引落手数料の支払方法

- 預金口座振替の受付にあたっては、当行所定の口座引落手数料を申し受けます。
- 口座引落手数料の支払方法は、あらかじめ申込書等で届出たとおりとします。

第 10 条 停止通知

契約者が、引落依頼データを承認した後に預金口座振替による収納を停止するときは、当該預金者の氏名等を取りまとめ店に書面により通知するものとします。なお、停止の際は当行所定の手数を申し受けします。

第 11 条 預金口座振替結果

預金口座振替結果の照会は当行所定の時限より行えます。なお、契約者はあらかじめ申込書等により、預金口座振替結果の種類（全明細・不能明細）を届出るものとします。

第 12 条 領収書等の発行

当行は、預金者への領収書発行等はいりません。

第 13 条 通知・督促

当行は、預金口座振替に関して預金者に対する引き落とし済みの通知、および入金催促等はいりません。

第 14 条 引落不能分の再引き落とし

当行は、引落不能分の再引き落としは行いません。引落不能分を再度預金口座振替により引き落としするときは、契約者は次の引落依頼の際に、データに当該引落不能分を加えるものとします。この場合、再引き落とし分と次回引き落とし分を同時に依頼するときであっても、その引き落としについて優先順位はつけないものとします。

第 15 条 解約・変更の通知

預金者の申し出または当行の都合により、預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、契約者にその旨を通知します。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときは通知しないものとします。

<<個人住民税納税>>

第 1 条 個人住民税納税の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、契約者が特別徴収義務者として契約者の役員ならびに従業員（以下「従業員」といいます）に関わる市町村民税（以下「住民税」といいます）を各地方公共

団体に納付する事務を受託します。

第 2 条 納付指定場所

依頼人は、事前に納付先地方公共団体に対して、当行の本支店を納付指定場所（地方税法321条の5の第4項）とする指定願いを提出するものとします。

第 3 条 納付指定日

納付指定日は毎月10日（休日の場合は翌営業日）とします。

第 4 条 納付依頼

納付依頼データの伝送は、あらかじめ指定された当行所定の時限までに行うものとします。

第 5 条 取引限度額

- この取り扱いによる取引1回あたりの限度額は、当行所定の金額の範囲で、当行所定の書面により契約者が届出た金額とします。なお、取引限度額を超えた納付依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- 当行は、この取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

第 6 条 納付の成立

- 納付は、当行が納付依頼を承認し、納付資金と納税取扱手数料を受領したときに成立するものとします。
- 以下の各号に該当する場合、当行はその納付依頼はなかったものとして取り扱います。
 - 決済口座が解約済みのとき。
 - 契約者から決済口座「納入資金及び取扱手数料決済口座」について、支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を完了しているとき。
 - 差押等やむを得ない事情があり、当行が納付を取り扱うことを不適当と認めたととき。

第 7 条 納付資金の決済

- 納付資金は、当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。
- 当行は、依頼サービス規定<共通事項>第1条2項により、納付の依頼内容が確定した後、各種預金規定、当座勘定規定または当座貸越約定書等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに納付資金および納税取扱手数料を、契約者の指定する決済口座から引き落します。なお、納付資金決済日に他の引き落としあるいは入金がある場合でも、取引は当行所定の順に行い、契約者が順位を指定することはできません。

第 8 条 納税取扱手数料

- 住民税納税の受付にあたっては、当行所定の納税取扱手数料を申し受けます。
- 納税取扱手数料は、当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。

第 9 条 納付手続き

当行は納付依頼に基づき、納付先の地方公共団体あて納付指定日に所定の方法により納付手続きを行います。

第 10 条 領収書の発行

当行は納付完了後、契約者に対して領収書を交付します。

■■■■■■■■■■ 取引照会サービス規定 ■■■■■■■■■■

第 1 条 取引照会サービスの内容

データ伝送取引照会サービスとは、契約者からの端末による依頼に基づき、当行が契約者の指定する照会口座の振込入金明細・入出金明細・預金残高の口座情報をあらかじめ用意し、当行所定の方法で提供するサービスをいいます。

第 2 条 提供内容

- 照会口座**

取引照会サービス対象口座は、別途当行所定の方法で申し出た口座とします。
- 提供内容の変更・取り消し等**
 - 契約者からの依頼に基づき当行が提供した口座情報は、その内容を当行が証明するものではありません。振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、既にお知らせした内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、変更・取消により生じた損害について、当行はその責任を負いません。
 - 提供する口座情報は契約者が申込書等で申し出た当行所定の時刻を基準に提供できる内容であり、契約者が取引照会を行った時点の内容とは異なります。これにより生じた損害について、当行はその責任を負いません。

第 3 条 口座情報の保有期間

当行が提供する口座情報の保有期間は、当行所定の期間内とします。

北洋銀行 パソコンバンクサービス（全銀型） オンラインデータ伝送サービス 申込書兼手数料口座振替依頼書

株式会社 北洋銀行 支店 御中 申込日 ○○○○年○○月○○日

『北洋銀行パソコンバンクサービス（全銀型）をご利用のお客様へ』により、留意事項を確認しました。別添の「北洋銀行パソコンバンクサービス（全銀型）利用規定」の各条項を承諾のうえ、次の通り申し込みます。

Main application form with fields for contract type, address, company name (株式会社 北洋商事), and account details.

濁点・半濁点は1文字としてご記入ください。 契約者名義の口座をご記入ください。

1. お申し込み区分（必須）

Form for contract type selection (New, Change, Cancel) and service details.

2. ご利用方式（必須）

Form for service method selection (Phone confirmation, FAX).

Form for service start date and password.

6. ご利用サービス（ご利用のサービスをご記入ください。変更の場合は変更後の内容をご記入ください。）

Table for service selection with columns for service type, district, FAX number, and limits.

※預金口座振替依頼書の委託者コードとなります。

Table for transaction inquiry services (振入金通知, 入出金取引明細, etc.) with data acquisition methods and file access keys.

・企業コードは新規時に当行からお知らせいたします。通知した資料は大切に保管してください。

7. ご利用環境（契約新規時必須、変更の場合は変更後の内容をご記入ください。）

Form for transmission method and line type selection.

(3) ご利用の機器等

Form for device selection (PC, Computer) and software options.

8. 預金口座振替情報（6. ご利用サービスで預金口座振替を選択した時、または預金口座振替情報を変更するときにご記入ください。）

Table for remittance information including fees, schedule, and settlement methods.

・通帳摘要に記載のない場合は、契約者名先頭13ケタを通帳摘要とします。引落指定日を月末日とする場合は、「31日」とご記入ください。

9. 決済口座（代表口座以外を決済口座に指定する場合のみご記入ください。）

Form for settlement account details including account name and number.

10. 特記事項

Blank box for special remarks.